

令和5年度8月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和5年 8月21日（月）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 12名（欠席1名）

1 三上 孝行	2 沖田 浩	3 荒木 晃夫	4 服部 耕二
5 種 克也		7 椿 徹	8 片岡 里美
9 植田 眞二	10 松崎 寿昌	11 宮本 武	12 大石 幹夫
13 高木 敏彦			

出席推進委員 0名（欠席3名）

--	--	--

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について
- ・ 報告第2号 非農地通知発出状況について

その他

- (1) 事務連絡
- (2) その他

会議の概要

議長	推進委員さんを中心に利用状況調査のパトロールが始まっていると思いますけど、あの気温もかなり暑い日がまだ続いていますので、だいたいあの調査するにも体に気をつけて暑さを体に防ぎながらやっていただきたいと思います。またあの稲刈りの話になるんですが、台風以降あたりも盆以降、盆暮れ盆前くらいから台風の影響で気温が下がったりしとったんですけど、だんだんまた暑い日が続いております。ここへ来る途中も、瑞穂の方ではもう稲刈りが始まっておりまして、だんだん農業委員さんと推進委員さんも稲刈り等で忙しくなってくるんじゃないかと思いますが、怪我等には気をつけて作業をに行って頂きたいと思いますよう、まああと他の人にも注意の方を促して頂きたいと思います。本日の欠席者ですけど、6番の服部委員さん。と、推進委員さんで今回入ってまいりました田中さんが欠席だそうです。議事録署名者は12番大石委員さん。13番の高木委員さんをお願いします。それでは議題の方に入っていきたいと思います。それではあの議題の方に入らせてもらいたいと思います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は2件上とりします。事務局の方説明をお願い致します。
事務局	はい。それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、今月は2件説明をさせていただきます。議案書の1ページをお開き下さい。議案書上から説明させていただきます。申請番号053-29、農地の所在は伏谷××、登記地目畑、面積738㎡3条有償の所有権移転です。譲渡人は、〇〇〇〇、譲受人は、●●●●です。続きまして、申請番号053-30。農地の所在は、原村××、登記地目田、面積2193㎡。3条有償の所有権移転です。譲渡人は□□□□、譲受人は、■●■●です。以上2件です。
議長	はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、あの、それぞれの案件について担当の方から説明をして頂きたいと思います。申請番号053-29に関しまして、担当委員さん椿委員さん、現地での調査及び現地での報告をお願い致します。
7番	はい、それではあの申請番号053-29〇〇〇〇さんから●●●●さんへ農地の所有権移転の申請でございました。申請地は、瑞穂地域高原地区下伏谷集落になります。地図をもって確認してください。集落の中央を走っている浜作線沿いの申請地があります。申請地と今は空き家になってますけども、同居人の〇〇さんの所有の家の位置関係はこのようになっております。今回この申請場所令和5年度第3回6月21日にご審議頂きました、申請番号053-13の追加申請です。ごく右のを地図を見てやってください。長方形の約下3分の1、これが畑。3平の3分の2が田になって現在この田に地番局××の田をくっつけた、合わせ田水田管理などして昨年まで\$ \$ \$ \$さんが資料稲を作っておられました。今年のあの資料稲の刈り取りを終わられてから、この申請をされる予定でございましたが、\$ \$ \$ \$さんの対応からか田植えをされませんでしたので早めの申請になりました。譲渡人の〇〇〇〇さんは、現在大阪在中で小学校の頃いたりこちらの方へはもう帰られる予定はないそうでございます。譲渡受け人の●●さんは、井原に

	お住まいです。自宅から、車で約 15 分くらいで申請地に行けます。井原と高原合っの農業経由とするのはするようになりますが、管理している農地も少なく農業に従事する時間は十分余裕があるそうです。これは、この話は前回させてもらいました。地番××、平成 29 年申請番号 293-21 で当委員会で審議を頂きまして、####さんが親戚であります%%%%さんから内和で移動されたものです。##さんに合わせ水田の偵察をお聞きしたんですけど、よくは分からないが道路を拡張浜作線の道路拡張工事の際に傾斜よくなった農地について、%%%%さんが○○○○さんのお父さんに???に頼まれていた&&&&さんについて相談され、いった結果そうふになったんじゃないかと言うことでした。はっきりした事は分かりません。##さんも、今回の申請については一応ご理解をもって得とります。チェックシートに照らし合わせ問題ないかと思いますが、よろしくご審議ください。えっと、なお 8 月 16 日推進委員さんと現地確認をしとります。8 月 17 日に、##さんと面談をしとります。また、8 月 19 日に●●●●さんとの面談をしとります。以上でございます。
議長	はい、ありがとうございました。先程説明して頂きましたが、053-29 に関しましてご意見ご質問等がございましたら挙手をして報告の質問の方をお願い致します。
議長 ???	いかがでしょうか？ ありません。 (意見、質問なし)
議長	ないようですので、採決の方に入らせて頂きたいと思います。053-29 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、053-30 の件に関しまして、椿委員さん、現地での確認とか面談の報告をお願い致します。
7 番	はい、それでは申請番号 053-30。□□□□さんから■■■■さんへの申請についてでございます。申請地は瑞穂地域高原地区矢広原集落になります。地図をもってご確認ください。矢広原集落に通ってる県道高見出羽線の県道にあります。県道高見出羽線を上の方に行ったら高原小学校に行く道になります。地図には譲渡受け人の■■■さんのお家と申請地とはこのような関係にありますゆうような事であります。譲渡人の□□□□さんは、体調の関係で 5 年ぐらい前から農業をすることを断念されとります。申請地を含め、所有されてる農地の農地を@@@さんに預けられ、@@@@さんが現在白ネギやとうもろしを栽培されとります。申請ですが、今年は水稻を作付けされましたが昨年までは不作現地の状態であったそうでございます。譲渡受け人側の■■■■さんは建設会社の会長さんで、農業は水稻を中心にご家族でされとります。申請地が、■■■さんのお家の近くで■■■さんの所有する田に隣接しておりますから、することから■■■さんが□□さんに譲って欲しいと出られた。□□さんが、水稻の刈り取りを待ってというのを条件に@@@@さんに了解を得られた、今回の申請になりました。耕作要

議長	件聞くと状態今までとあまり変わりません。チェックシートに照らし合わせ問題はないかと思いますが、よろしくご審議ください。なお、8月16日推進委員さんと現地確認やっとりまします。しとおります。19日には□□さんと面談、20日には■ ■さんと面談しております。以上でございます。
議長	はい。ありがとうございました。先程説明して頂きましたが、053-30の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言をお願い致します。 (意見、質問なし)
議長	ございませんか？ ないようですので、採決の方に入りたいと思います。053-30の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、今回も今回、今月は2件あります。事務局の方、説明の方をお願い致します。
事務局	はい。それでは議案第2号農地法第5条の規定による許可について、2件説明させていただきます。議案書の5ページをお開き下さい。上から申請番号055-5農地の所在は日和××、登記地目田、面積585㎡。同じく日和××、登記地目田、面積353㎡。無償の所有権移転です。譲渡人は△△△△、譲受人は▲▲▲▲です。転用目的は農業用倉庫兼車庫で、申請事由としましては、農畜産事業を拡大したため倉庫兼車庫の建築をしたいです。所要面積は、土地造成938㎡、倉庫兼車庫294.25㎡です。この土地は、第2種農地です。農用地区域外です。法第5条第2項ただし書により許可できるものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付をされております。 続きまして、申請番号055-6、農地の所在は鱒淵××、登記地目田、面積715㎡。無償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇、譲受人は◆◆◆◆です。転用目的は建築用作業場で申請事由としましては、隣接する建築用作業場が手狭になったため、新たに作業場を建築し、建設し、また併せて資材置場と駐車場を整備したいです。所要面積は土地造成715㎡、作業場38.88㎡、資材置場25.92㎡です。この土地は、第2種農地です。農用地区域外です。法第5条第2項ただし書により許可できるものと判断しております。以上2件です。
議長	はい、事務局の方から説明がありました。あの055-5の件に関しまして、担当の委員さんであります、大石委員さん現地での説明及び聞き取りの説明をお願い致します。
12番	えーっと、それでは説明を致します。申請番号055-5についてですが、先週土曜日に和田推進委員さんと一緒に現地立会を致しまして、▲▲さんに同席を頂いております。下の地図を見ていただいて、何も目指すものはないですが、真ん中を走つとる道路が横に走つとる道路が県道の三次江津線で左へずつと行きますと日貫方面、右へ行きますと矢上方面ですぐ大和峠という所へ入るゆようなでございます。で、あの6月に3条の所有権移転の申請がありましたが、同じ方同士の申請でして追加の案件になつとる所です。所有権移転の理由は、6月にも言いましたが△△さんのお父さんが亡くなられたのをきっかけに、土地の整理をされて

	▲▲さんの土地が△△さんがあまり携わらないで持ってたものを、続けて▲▲さんが作付けをされたりしておりますので、このまま戻しますので続いて作付けをお願いしますという事で、こう言っとるわけですがこの2枚借られたのは農業倉庫が建つとる関係で、同じ3条で申請が出来ないという事で今月上旬がったものがそうです。現地を見ましたが、倉庫が建っておりまして当時は牛を飼って事業拡大をしたいと、というような事で倉庫を建てられたんですが、今現在は農業機械の倉庫として使っておられる状況でございます。それで、えっと周りも見ましても隣も田んぼがございますが、水路等も整備されておって影響もないかというような所で。チェックシートに見ましても、問題ないかなあと言うようでございますのでよろしくご審議をして頂きたいと思います。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。大石委員さん説明して頂きましたけど、055-5の件に関しましてご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言をお願い致します。
11番	はい、宮本委員さん。 はい、あのまあちょっとこれもう左の地図ですね。なんかこう、建物みたいなのが斜線の中にもうあるんですが、建物が建つとるけまあ恐らくこれ埋め立ても設置し顛末も出とるんだろう思うんですが、これ何年後のこれをまあそれを埋め立てて建物を建てられとるんですが。それがちょっと分かりませんか？かなり前の事だろと思うんですが。
12番	あの聞いたんですが、20何年前にやりよったいう事はおっしゃいましたが、正確に何年という事など▲▲さんにも分からないみたいでして。あーそうですかいふうには聞いて戻りましたが、埋め立てたらよな様子はなくてそのまんま静清ほどして倉庫を建てられたんだろいうような感じに見受けられました。以上です。
議長	はい。えっと・・・。
11番	はい。
議長	いいですかね？
11番	はい。
議長	はい、ありがとうございます。他に、ご意見ご質問等ございますでしょうか？ (意見、質問なし)
議長	ないようですので、採決に入りたいと思います。055-5の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認めます。 055-6の件に関しまして、担当委員さんの服部さんと推進委員さんの田中さんなんですけど、本日欠席でございますので事務局の方が文章の方を預かっておるみたいですので、事務局の方から説明をしていきたいと思います。
事務局	はい、それでは、あの服部委員さんの方から現地確認や面談された様子を伺っておりますので、それについて説明をさせていただきます。まず、場所についてですが7ページの地図を見て頂ければと思うのですが。瑞穂地域の鱒淵下集落という

	所にありますて、???という寺があるんですけど、その裏の方。あと、㍉㍉㍉の玄関辺りを背にして正面に見える山の麓辺りがこの現地なるかなと思います。えっと、服部委員さんが8月18日の金曜日に譲受人事業主旨者の◆◆◆◆さんと面会を、面談をされたという事です。えーっと、農地の状態についてですが現在年に1、2回程度の草刈りを行っているそうで、しばらく作物の作付けは行っていない土地ということです。農地利用としては、水の敏が悪くて水田としての利用が難しい。また、畑としては山の近くで湿地で野菜作りも限定的になると思われる。という所です。で、譲渡し人の◇◇◇◇さんは広島県の安芸高田市に住まわれており、今後当地に戻って来る予定は無く資産、土地や家の処分を行っている所という所です。で、そういった所、譲受人の◆◆◆◆さんとの利害が一致して無償譲渡となったという所です。◆◆さんは、この土地に隣接した場所で建築業を営まれているという所で、事業拡大によって自宅兼にも作業場があるんですが、拡大という所でこの土地を譲り受けられたいそうです。許可が下り次第、土地の整備に取りかかりたいという所です。チェックシートも預かってるんですが、特に問題はないという所で確認をされています。よろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございました。先程、説明をして頂きましたがこの件に関しまして、ご意見ご質問等ございましたら挙手をして発言をお願い致します。 (意見質問なし)
議長	ありませんか？ ないようですので、採決の方に入りたいと思います。055-6の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めます。 続きまして、報告第1号農地法第3条のに規定による相続等の届出について。今月4件ございますが、これは特段読み上げは致しません。見てもらって、ご意見ご質問等があればお願いします。 ～ご覧中～
議長	ご意見ご質問等ございませんでしょうか？ なければ、次の報告の第2号非農地の非農地通知発出状況について。これは、事務局の方・・・。
事務局	はい。非農地通知の発出農地、議題についてですが、議案書の一番後ろですね。7月に発出物の一覧で一筆ほどございます。下口羽の××、畑、132㎡という所で場所と言いますと、あの羽須美の支所から川角集落の方へ上がって行く道の小学校校庭登っていくんですけど、1軒目の家の後ろの方で、多分相当昔から山林になっとなるような場所です。この土地の周辺も山林になっていたのも、相当昔からだと思います。
議長	はい。これからもまだ、発出があるということですか？ はい、そうでした。議題の方は、以上で終わります。

続きまして、その他。

(その他)

(1) 事務連絡

(2) その他

次回の総会は、9月21日（木）13：30からお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印